

教育委員会会議提出議案

第31号

福岡県立高等学校入学者選抜方針の改正について

このことを、別案のとおり提出する。

令和6年6月28日
教 育 長

(理由)

令和7年度福岡県立高等学校入学者選抜における学びの多様化学校の入学者選抜及び長期欠席者に配慮した入学者選抜の実施等に伴い、所要の改正を行うもの。

福岡県立高等学校（定時制単位制課程を除く。） 入学者選抜方針（案）

この方針において「定時制単位制課程」とは、学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程をいう。

1 基本方針

(1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。

(2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。

(3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。

ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。

なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。

(4) 定時制課程にあつては、必要に応じ面接を行うことができるものとし、満20歳以上（入学年度における4月1日現在）の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。

(5) 一部の学校の学科、コース又は系については、当該学科、コース又は系の特色に応じた独自の面接、作文又は実技（「個性重視の特別試験」）を行うものとする。

(6) 全日制課程にあつては、すべての学科、コース及び系において推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。

(7) 福岡県立高等学校学則（福岡県教育委員会規則第14号）第1条の2第2項の規定に基づき、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施す全日制課程の学科、コース及び系にあつては、連携型選抜を行うものとする。

(8) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

(9) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定により、文部科学大臣が学びの多様化学校として指定する学校の学科又はコースの入学者の選抜については、教育長が別に定めるところにより行うものとする。

2 出願手続

(1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。

(2) 入学志願者は、福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年福岡県教育委員会規則第17号）の規定により、1校に限り志願できるものとする。ただし、推薦入

学者選抜，特色化選抜又は連携型選抜の結果，合格内定とならなかった者については，再度，1校に限り志願できるものとする。

- (3) 入学志願者は，教育長が別に定めるところにより，第2志望の高等学校名を付して志願できるものとする。
- (4) 入学志願者は，教育長が別に定めるところにより，1回に限り志願先又は第2志望の高等学校を変更できるものとする。
- (5) 入学志願者は，志願先高等学校長が認める場合においては，志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科，コース又は系に志願することができるものとする。

3 調査書

- (1) 中学校における調査書の作成に当たっては，中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け，中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。
- (2) 調査書の記入事項のうち，「各教科の学習の記録」の第3学年の評定については，5段階による評価を行うものとする。
- (3) 中学校長は，作成した調査書を，志願先高等学校長へ提出するものとする。
- (4) 教育長が別に定める一部の学校の学科，コース又は系においては，「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について，教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。
- (5) 1 (3) ただし書により行う選抜においては，「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料としない。

4 学力検査

- (1) 学力検査は，国語，数学，社会，理科及び外国語（英語）の5教科について，県下同一問題で実施するものとする。なお，外国語（英語）については，リスニングテストを実施するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず，教育長が別に定める一部の学校の学科，コース又は系においては，(1)に掲げる5教科のうち，教育長が定める教科を検査教科として実施するものとする。
- (3) 学力検査問題の作成に当たっては，中学校教育を損わないように留意するものとする。
- (4) 学力検査問題は，各教科ごとに60点を総点として作成するものとする。
- (5) 教育長が別に定める一部の学校の学科，コース又は系においては，教育長が定める教科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。
- (6) 学力検査当日，検査が実施できなかった場合は，後日追検査を行うものとする。
また，真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては，教育長が別に定めるものとする。

5 くくり募集

職業に関する学科の一部にあつては、くくり募集を行うことができるものとする。

6 補充募集

合格者が入学定員に満たない課程又は学科については、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

7 日程

入学者選抜に係る日程については、教育長が別に定めるものとする。

8 その他

その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は、令和7年度福岡県立高等学校入学者選抜から適用する。

福岡県立高等学校（定時制単位制課程を除く。）入学者選抜方針新旧対照表

改正案	現行
<p>1 基本方針</p> <p>(1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の<u>特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。 <u>ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。</u> <u>なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(4) 定時制課程にあつては、必要に応じ面接を行うことができるものとし、満20歳以上（入学年度における4月1日現在）の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。</u></p> <p><u>(5) 一部の学校の学科、コース又は系については、当該学科、コース又は系の特色に応じた独自の面接、作文又は実技（「個性重視の特別試験」）を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 全日制課程にあつては、すべての学科、コース及び系において推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 福岡県立高等学校学則（福岡県教育委員会規則第14号）第1条の2第2項の規定に基づき、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施す全日制課程の学科、コース及び系にあつては、連携型選抜を行うものとする。</u></p> <p><u>(8) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(9) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定により、文部科学大臣が学びの多様化学校として指定する学校の学科又はコースの入学者の選</u></p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。 なお、定時制課程にあつては、必要に応じ更に面接を行うことができるものとし、満20歳以上（入学年度における4月1日現在）の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(4) 一部の学校の学科、コース又は系については、当該学科、コース又は系の特色に応じた独自の面接、作文又は実技（「個性重視の特別試験」）を行うものとする。</p> <p>(5) 全日制課程にあつては、すべての学科、コース及び系において推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。</p> <p>(6) 福岡県立高等学校学則（福岡県教育委員会規則第14号）第1条の2第2項の規定に基づき、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施す全日制課程の学科、コース及び系にあつては、連携型選抜を行うものとする。</p> <p>(7) 帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。</p> <p>[新設]</p>

<p><u>抜については、教育長が別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>3 調査書 (1)～(4) (略) <u>(5) 1 (3) ただし書により行う選抜においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料としない。</u></p> <p>4 学力検査 (1)～(4) (略) [削除]</p> <p><u>(5) 教育長が別に定める一部の学校の学科，コース又は系においては，教育長が定める教科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 学力検査当日，検査が実施できなかった場合は，後日追検査を行うものとする。</u> また，真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては，教育長が別に定めるものとする。</p>	<p>3 調査書 (1)～(4) (略) [新設]</p> <p>4 学力検査 (1)～(4) (略) (5) 教育長が別に定める一部の学校の学科，コース又は系においては，(1)に規定する学力検査問題に加え，30点を総点として作成する数学の問題を追加して実施するものとする。</p> <p>(6) 教育長が別に定める一部の学校の学科，コース又は系においては，教育長が定める教科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。</p> <p>(7) 学力検査当日，検査が実施できなかった場合は，後日追検査を行うものとする。 また，真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては，教育長が別に定めるものとする。</p>
---	--

令和7年度福岡県立高等学校入学者選抜における 新たな選抜方法の概要について

1 学びの多様化学校の入学者選抜について

【福岡県立高等学校（定時制単位制課程を除く。）入学者選抜方針】

1 基本方針

(9) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定により、文部科学大臣が学びの多様化学校として指定する学校の学科又はコースの入学者の選抜については、教育長が別に定めるところにより行うものとする。

【教育長が別に定める事項の概要】

- (1) 対象者 欠席日数が一定数を超える不登校生徒等
- (2) 実施校 福岡県立小郡高等学校 普通科のコースとして設置
- (3) 入学者選抜実施時期 1月下旬
- (4) 募集定員 40人
- (5) 通学区域 県内全域
- (6) 実施方法 特別学力検査（国・数・英）及び面接・作文

2 調査書の学習の記録（評定）を利用しない入試制度について

【福岡県立高等学校（定時制単位制課程を除く。）入学者選抜方針】

1 基本方針

(3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。

ただし、中学校等における長期欠席者については、教育長が別に定めるところにより、調査書の一部を資料としない入学者選抜を行うことができるものとする。

なお、この場合においては、必要に応じ面接を行うことができるものとする。

3 調査書

(5) 1 (3) ただし書により行う選抜においては、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料としない。

【教育長が別に定める事項の概要】

- (1) 対象者 欠席日数が一定数を超える不登校生徒等
- (2) 実施校 県立高校全校
- (3) 導入時期 令和7年度入試から実施
- (4) 募集人員 特に定めない
- (5) 実施方法 一般入試において、学力検査（5教科）に加え、面接を実施
- (6) 選考方法 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年の評定を選考資料とせず、学力検査及び面接の結果等を資料として総合的に選考する